

結果報告書再発行、画像関係開示一覧および発行手数料について

1. 健診結果再発行手数料

項目	内容	料金（税込み）
健診結果報告書	個人結果報告書（職域・住民）1通	550円

2. 画像開示等

項目	内容	料金（税込み）
データ提供	胸部 X 線画像	1,100円
	胃部 X 線画像	1,100円
	マンモグラフィ画像	1,100円
紙提供	腹部超音波	1,100円
	乳腺超音波	1,100円
	頸部超音波	1,100円
	眼底	550円
	心電図	550円

確認資料

1. 本人確認書類、代理人等の本人確認書類（いずれか一つの写または原本）

運転免許証	住所等に変更がある場合は、裏面も
パスポート	現住所記載の面
個人番号カード(マイナンバーカード) 写真あり・表面のみコピー	(注)「通知カード」ではない
健康保険証	現住所記載面

2. 代理人等の場合は、上記に加え代理人等であることを証する資料(下記)を提出

任意代理人		委任状
法定代理人	親権者	本人と代理人の関係が証明できる住民票、戸籍謄本等、続柄が表示された資料のコピー
	成年後見人	法務局の登記事項証明書(裁判所の審判書+確定証明書)
	法定代理人	裁判所が選任した法定代理人の場合は、裁判所の裁判書
法定相続人	開示対象者(被相続人)の死亡を証する資料	戸籍謄本(または抄本)・除籍謄本・住民票(除票)死亡診断書・家庭裁判所の審判書等の写しのいずれか 1 種類で死亡の確認ができる資料
	開示請求者が法定相続人(続柄)を証する資料	開示請求者(法定相続人)と開示対象者(被相続人)の続柄が記載されている戸籍謄本の原本等 1 通

※戸籍謄本、各証明書等は発行日から 3 か月以内

※ご本人が亡くなっている場合は、法定相続人に限り被相続人(亡くなった方)の開示ができる

※生命保険等に必要な場合、本人の請求に限り開示する

開示等のご請求に応じることができない場合

以下のいずれかに該当する場合は開示等のご請求に応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

開示等ができない場合は、その旨と理由をご本人へお知らせいたします。

- ・本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・法令に違反する場合
- ・ご本人の確認ができない場合
- ・代理人による請求に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書や添付書類に不備があった場合又は虚偽記載があった場合